

マイナンバー(個人番号)が通知されます!



前号でマイナンバー制度についてご案内しましたが、10月から順次、「通知カード」が住民票の住所に送られます。なお、健保組合での利用開始は2017年1月になります。詳細は別途お知らせします。

◆「通知カード」はこんな内容です

▼通知カードのイメージ

個人番号	*****
生年月日	○年○月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

健康保険や年金、税金、雇用保険等の手続きで必要になります。

◆「通知カード」は大切に保管してください

個人番号は生涯にわたって利用する12ケタの番号です。「個人番号カード」の交付にも必要になりますので、通知カードを紛失したり、番号が漏えいしないよう大切に保管してください。

◆個人番号の届出について

一般被保険者の方は、お勤めの会社経由で個人番号をご提供いただきます。任継・特退被保険者の方も個人番号の提供が必要になります。詳細は別途お知らせします。

マイナンバー社会保障・税番号制度について(内閣官房)

公式サイト

マイナンバー

検索

お問い合わせ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル) マイナンバー
TEL 0570-20-0178

平日9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)
※一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

特定個人情報の取り扱いについて

「特定個人情報」とは、「個人番号を含んだ個人情報」をいいます。

個人番号は、基本的に生涯変わらないものであり、重要な個人情報を含んでいるため、特定個人情報として通常の個人情報以上に厳格に管理する必要があります。日立健保としても厳重に管理してまいります。みなさまも、個人番号の管理には十分ご注意ください。

従来の個人情報

本人の同意があれば
おおむね制約なく
取り扱いすることができる

特定個人情報

本人の同意の有無にかかわらず、
法律で定められた
以外の取り扱いは
できない

- 利用目的 本人同意があれば、制約なく利用可
- 収集 適切な方法であれば、制限はなし
- 提供先 本人同意があれば、制約なく提供可
- 保管期間 収集時に適切に取得しており、安全管理が十分であれば、制限はなし

- マイナンバー制度の安全性を高めるため、「法律で規定された以外の取り扱いを行ってはならない」と厳しく制限されています。本人の同意があっても、法律で定められた以外の取り扱いをすることはできません。
- 個人情報保護法に比べ、罰則が強化されています。

利用目的の制限

マイナンバーは税、社会保障、災害対策の行政手続き以外の業務に利用することはできません(原則として、行政機関等に書面を提出する業務以外では利用できません)。



収集の制限

法律に限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集することはできません。

- × メモ
- × プリントアウト
- × コピー
- × ファイル作成

提供の制限

個人番号の提供の要求 社会保障および税に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対して個人番号の提供を求めることができます。

個人番号の提供の求めの制限 法律で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めることはできません。
(扶養親族の個人番号の提供を求めることは法律で求められる範囲です)
特定個人情報の提供制限 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供することはできません。
(扶養親族等の特定個人情報を事業者に提供することは法律で求められる範囲です)

保管の制限

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管することはできません。

